

暮らしのお知らせ

本人と代理人とで手続きが異なります

印鑑登録

印鑑登録は、本人か代理人かによって手続き方法が異なります。

また、成年被後見人が登録する場合は、事前に市民課(☎20・1525)へ連絡してください。

本人が登録申請するには

登録する印鑑のほか、次のいずれかを持って、市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で申請してください。

○マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなどの官公署が発行している写真付きの本人確認ができる物

○市内に印鑑登録している人の保証書(登録番号・住所・氏名を記載し登録印を押した物)と、保険証や年金手帳などの本人確認ができる物

これらを持っていない場合は、登録する印鑑と本人確認ができる物(保険証や年金手帳など)を持つ

てきてください。後日「照会書」

が自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、期限内に手続きしてください。

本人が窓口に行けない場合

代理人が、登録する印鑑、委任状、代理人の本人確認ができる物を持って、市民課、下総・大栄支所で申請してください。後日「照会書」が登録者の自宅に郵送されるので、回答書欄に必要事項を書いて登録する印鑑を押し、本人確認ができる物と認め印を持って、期限内に手続きしてください。

再度代理人が手続きする場合は回答書、委任状、代理人の本人確認ができる物、代理人の認め印が必要です。

印鑑登録証明書の取得

窓口で印鑑登録証明書の交付を申請する時は、印鑑登録証を持つ

てきてください。代理人が手続きする場合も同じです。

また、マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用して、コンビニエンスストアなどで取得することもできます。その場合、令和8年3月31日までは手数料が100円減額され、200円で利用できます。

ただし、事前に暗証番号の登録が必要です。

※くわしくは市民課へ。

申請が義務化されます

不動産の相続登記

令和6年4月から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に登記申請をすることが、法律で義務付けられます(令和6年4月以前に不動産の所有者が死亡した場合を含む)。

申請方法などは、次の問い合わせ先または法務省ホームページ(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_0034/3.html)を確認)



てください。

問い合わせ先

○旧下総町・旧大栄町：千葉地方
法務局香取支局(☎0478・52・3391)

○それ以外の地域：千葉地方
法務局成田出張所(☎23・2313)

※くわしくは各問い合わせ先へ。

軽装での執務にご理解を

クールビズ

市では、省エネ対策としてクールビズ(室温28℃を目安とした空調の稼働、ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツ着用などの軽装での執務を実施しています。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1536)へ。

金融機関で手続きが必要です

国民健康保険税

口座振替原則化

国民健康保険税は、年金の引き落としの場合を除いて、原則、口

座振替による納付手続きをお願いしています。

申し込みから開始までには2カ月ほどかかりますので、余裕を持って手続きしてください。

申込方法 口座振替依頼書、通帳、金融機関の届け出印、代理人が申請する場合は委任状を持って取扱金融機関へ

※くわしくは、口座振替については納税課(☎20・1519)、国民健康保険税については保険年金課(☎20・1526)へ。

今年度から変更

国民健康保険税 課税限度額

国民健康保険税の課税限度額が、次の通り変更になりました。

なお、納税通知書、税額決定通知書は7月中旬に発送予定です。

○基礎課税分：65万円
○後期高齢者支援金等課税分：20万円

○介護納付金課税分：17万円に据え置き

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

新婚世帯を応援します

結婚新生活支援事業

市では、婚姻を機に市内で新生活を始める新婚世帯に対して、住宅の購入費用や家賃などの一部を助成します。

補助金の交付を受けるには申請が必要となりますので、必ず事前に企画政策課(☎20・1500)へ相談してください。

対象Ⅱ令和5年3月1日～6年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、補助要件を満たしている新婚世帯。補助要件は市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/shisel/page0101_00052.html)で確認してください
対象となる費用Ⅱ婚姻に伴い新たに賃借した住居にかかる家賃や

住宅の購入・リフォーム・引っ越し費用など

補助額Ⅱ上限30万円(夫婦ともに29歳以下の場合60万円)

申請期限Ⅱ3月29日(金)

※くわしくは企画政策課へ。

委託業者が無料で交換

水道メーター

水道メーターの有効期間は、計量法で8年以内と定められています。市では、有効期間が満了を迎える家庭や事業所などの水道メーターを順次交換しています。

対象者には事前に連絡し、交換作業は市が委託した事業者が無料で行います。作業員は市発行の身分証明書を携帯しています。
※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

命のつながりを考えよう

国際生物多様性の日

5月22日(月)は国際生物多様性の日です。生物多様性とは、生物の豊かな個性とつながりのことです。地球上には3,000万種ともいわれる多様な生物が存在し、互いに支え合って生きています。

この機会に皆さんも身近な生物多様性について考えてみましょう。
※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

駆除に補助金を交付

スズメバチの巣

市では、建物や樹木などに作られたスズメバチの巣を駆除するための補助金を交付しています。

交付を受けるには事前に申し込みが必要です。

補助額Ⅱ巣の駆除にかかった費用の2分の1以内(上限5万円)

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

安全に努めて実施します

イノシシの捕獲

県では、農作物に被害を及ぼすイノシシの捕獲を6～11月に実施します。捕獲には、わなを使用します。わなの周辺には注意看板を設置しますので、近づかないようにしてください。

安全に努めて実施しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。
※くわしくは県自然保護課(☎043・2233・2936)へ。

土地の適正管理が大切です

不法投棄防止

不法投棄は管理の行き届いていない土地や人目に付きにくい土地で発生する傾向があります。

不法投棄された場合は、土地の所有者や管理者が対応することに

なりますので、不法投棄されないよう防止柵の設置や定期的な見回り、草刈りなどに努めてください。

また、市では廃棄物不法投棄監視員や環境保全指導員などによる巡回、夜間パトロール、監視カメラの設置を行っています。

道路脇などに不法投棄物を発見した時は、速やかに環境対策課(☎20・1532)へ連絡してください。投棄物を確認・調査して対応します。

なお、区長や廃棄物不法投棄監視員からの申し出があれば、不法投棄禁止看板を無料で配布します。
※くわしくは同課へ。

伸び過ぎた枝は危険です

樹木の剪定

樹木の枝が敷地から道路上へ張り出していることがあります。

車道や歩道へ伸びた枝は道幅を狭くするなど、車や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

地域の安全のためにも、所有者は枝の剪定や垣根の刈り込みをするなど、適切に管理してください。
※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

4月1日(土)～15日(土)

| | |
|-----|------------------------------|
| 1日 | 成田空港旗杯少年野球大会 |
| 2日 | 成田山全国競書大会授賞式 |
| 3日 | 新規採用職員入所式 成田のおどり花見 |
| 5日 | 民生委員・児童委員委嘱状伝達交付式 |
| 6日 | JA成田市食農教育教材本贈呈式 |
| 7日 | 華道協会総会 |
| 10日 | パークゴルフ協会総会 |
| 11日 | 新規採用職員研修(市長講話) |
| 12日 | 平和啓発推進協議会総会 |
| 13日 | JAかとり食農教育教材本贈呈式 成田太鼓祭 開幕式 |
| 15日 | スポーツ推進委員連絡協議会総会 |



女人講の皆さんを出迎える(3日)

安全なまちづくりのために

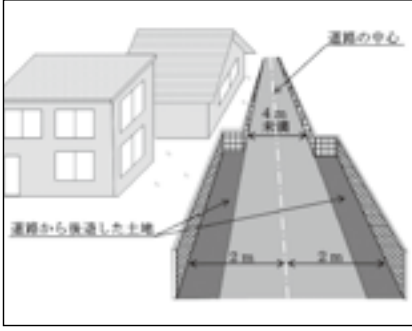
狭あい道路拡幅整備事業

道幅が4メートル未満の「狭あい道路」に面した敷地で建築行為を行う場合は、道路の中心から2メートルの範囲まで敷地を後退させなければなりません。

道路から後退した用地を寄付し管理などを市が行います。

対象Ⅱ市が所有する幅員4メートル未満の道路に面した敷地の所有者(条件があります)ので、直接または電話で建築住宅課(市役所5階 ☎20・1564)へ相談してください)

市が行う業務Ⅱ分筆登記、所有権移転登記、後退した用地の道路整備、整備後の維持管理



申込方法Ⅱ建築住宅課にある申込用紙に必要書類を添付し同課へ
※くわしくは同課へ。

安全な水質を保つために

受水槽の管理

受水槽はマンション・アパート・店舗などで建物の利用者に飲み水などを供給するため、水道水を一時的にためる施設です。

建物の所有者や管理者は、飲み水として安全な水質を保つため、法令で定める受水槽の清掃や点検を行い適切な管理に努めましょう。
※くわしくは水道部 務課(☎22・0269)へ。

事前に相談してください

創業支援補助金

市では、創業に必要な経費の一部を補助しています。交付決定される前の費用は対象外です。

対象者Ⅱ創業前または創業から6カ月以内の個人・法人(成田商工会議所・成田市東商工会からの推薦が必要)
対象となる費用Ⅱ創業に必要な官

公庁への申請書類作成に関する経費、店舗等借入費、設備費、マーケティング調査費、広告費
対象期間Ⅱ補助金の交付申請年度内、創業の日から6カ月以内
補助額Ⅱ対象となる費用の2分の1(上限50万円)

創業に関する相談は

事業計画作成・販路開拓・資金調達などの創業全般に関する相談は成田商工会議所・成田市東商工会で受け付けています。
※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

検便と水質検査も

食品衛生法定講習会

期日と会場(対象支部)

- 5月12日(金)：三里塚コミュニティセンター(成田東部支部)
- 6月16日(金)：国際文化会館(成田支部)
- 6月22日(木)：大栄公民館(大栄支部)
- 6月23日(金)：下総公民館(下総支部)

時間Ⅱ午後2時～3時50分(検便と水質検査は午後1時～1時50分)

料金Ⅱ講習会1、500円、検便800円、水質検査7、700円(組合員以外は別途料金)

※くわしくは伊楯保健所管内食品衛生協会(☎043・483・1179)へ。

気軽に相談してください

民生委員・児童委員

5月12日(金)は、民生委員・児童委員の日です。民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた、皆さんと同じ地域に暮らす身近な相談相手です。

福祉の制度に関する悩み事などがあつたら気軽に相談してください。

各地区の委員が分からない場合は社会福祉課(☎20・1536)へ問い合わせてください。
※くわしくは同課へ。

受講費用を補助します

介護職員初任者研修

市では、介護職員初任者研修を修了し、市内の介護サービス事業所に3カ月以上就業している人を

対象に、介護職員初任者研修の受講費用を補助しています。

申請が必要ですので、事前に高齢者福祉課(☎20・1537)へ相談してください。

補助額Ⅱ受講料・教材費の合計額(上限10万円)

申請書配布場所Ⅱ高齢者福祉課(市役所議会議棟1階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page0131_00048.html)
※くわしくは同課へ。

運転する際は注意して

春の全国交通安全運動

5月11日(木)～20日(土)は、春の全国交通安全運動期間です。交通ルールを守り、思いやりを持った運転を心掛けましょう。

重点目標は次の通りです。
○子どもをはじめとする歩行者の安全確保

○横断歩行者事故などの防止と安全運転意識の向上
○自転車に乗る際のヘルメット着用と交通ルール順守の徹底
※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。